

神戸市個人情報保護審議会 第2回 制度審議部会

議 事 録

- 1 日 時 平成15年9月16日(火) 午後1時~
- 2 場 所 神戸市役所1号館 14階 A 1会議室
- 3 出席者
 - ・神戸市個人情報保護審議会 制度審議部会委員(50音順・敬称略)
大山 節子、西村 裕三、松浦 克彦、三原 敦子、山下 淳
 - ・事務局
市民参画推進局次長 玉田 敏郎、市民参画推進局参事 杉本 和夫 他
- 4 議 題 罰則
- 5 会議資料 別紙のとおり
- 6 傍聴者 1名

罰則

事務局から行政機関個人情報法第53条、第54条、第55条の各構成要件等について説明を行った。

<資料2-2, 2-3で説明。>

1 この条例の罰則は外郭団体にも適用されるのか

事務局 出資率が50%以上の外郭団体については法律・条例に基づく制度ではなく、各団体が自主的に規定した要綱等に基づいて、情報公開と個人情報をどちらも実施をしている。市条例に準じたような規定になっており、罰則規定というのは現在のところ設けられていない。

事務局 条例の対象に外郭団体を含まないから、条例の効力が外郭団体の職員について及ぶのかどうなのか、検討しなければならない側面もあると思う。

事務局 実施機関の職員が条例上の職員になってくるので、実施機関の一般職、特別職の職員全部が入ってくる。

2 行政機関個人情報保護法にいう「秘密」

・行政機関個人情報保護法で保護される情報がどういうものかというのは、この規定からすると少しあいまいなところがある。

・秘密とは、本人が他人に知られたくないと思っているだけではなく、一般に他人に知られたくないと思うことが当然と思われるような、だれでもそのことが他人に知られたくないと思うのが当然だと思ふことが必要であり、基本的には、最高裁判決を受けているのが一般的なのだろう。

・行政側が秘密扱いにするというのは、秘密として保護するに値するものとして、判例はそれを実質的にとらえており、新たに形式的に秘密扱いになったもの全部を含むわけではない。秘密というのは、かなり限定的にとらえる必要があると思う。

事務局 最高裁の判例（昭和52年12月19日）で、秘密とは非公知の事項であって、実質的にもそれを秘密として保護するに値すると認められるものをいうと解する、とされている。

3 行政機関個人情報保護法第53条、54条、55条

・行政機関個人情報保護法53条、54条と国家公務員法の守秘義務違反の罰則とは、完全に重なり切らないけれど考え方としては同じように考えていいのではないか。

・国家公務員法とか地方公務員法の場合の罰則規定というのは、国民の知る権利と秘密との関係が問題になる。個人情報保護の場合は、知る権利の問題というのは、基本的には余りなく多少違うのではないか。

・53条、54条、55条とが相互にどう違うのか。重複している部分もあるようで、うまく論理的に説明できないし、また構成要件もあいまいではないかと思われる。

・構成要件に該当するかしないかは、最終的には裁判所の判例によらなければならないが、まだ国の明確な解釈指針みたいなものも示されていない現段階では、様々な解釈ができる余地がある。

4 他の地方公共団体の条例

(名古屋市の条例)

事務局 名古屋市の条例第31条に対応する国の規定は53条になる。32条は基本的には国の54条に、33条は国の55条に対応する条文かと思われる。

- ・31条は、実施機関の職員が対象になっているが、給与又は報酬が支給されない民生委員、児童委員、消防団員といった特別職については、この31条は除く規定になっている。特別職の公務員として考えた場合に、罰則から外すという理屈はない気もする。

事務局 34条の「給与又は報酬が支給されない特別職の職員」は、31条の実施機関の職員の後の定義と同じである。

事務局 設置の根拠となる規定が法令に置かれている特別職の職員も除くので、地方自治法とか様々な関係規定によって設けられている特別職、市長、助役、各行政委員会の委員等の特別職の委員も除かれる。

事務局 34条の但書きでは、他の法令に別段の定めがある場合はこの限りでないと規定しており、地方公務員法に一般職の職員に対して1年以下の懲役又は3万円以下の罰金という罰則規定があるため、この34条の対象にはならない。この対象となる実施機関の職員は特別職の職員ということになり、嘱託職員が当たるのではないかと考えられる。

- ・名古屋市はどういうことを考えて、31条、34条に括弧書きを入れたのかを、もう少し調査しないと、この規定だけでは判断がつかない。

事務局 これらは実施機関のあらゆる職員に対して守秘義務を科すための規定ということになる。

- ・名古屋市の規定は、地方公務員法、特別職の設置の根拠となっている特別法の守秘義務に全然当たらないような実施機関の職員について、守秘義務違反の刑罰を設けたという趣旨だと思うが、具体的にどういう職種を想定しているのかはわからない。

事務局 基本的には国の行政機関法において、特別職の何ら限定がない。特別にこの職を追加、限定するという規定もない。神戸市の現行個人情報保護条例においても、一般職、特別職すべてに対応しており、特別にこの職だけを除くといった規定とはなっていない。

(姫路市、長崎市の条例)

事務局 地方公務員法は個人情報だけではなく、様々な情報も対象にしているが、その中で個人情報だけに限った形で姫路市は規定したのではないか。

事務局 長崎県の条例は地方公務員法が1年以下の懲役又は3万円以下の罰金であるのに対して、罰金30万円となっており、地方公務員法の規定に対してプラスアルファしている。例えば、地方公務員法には規定がないところで長崎県の条例第45条の第2号があるが、第11条3項の規定に違反して個人情報を他人に知らせ、又は使用した者ということになっている。これは、特に使用した者について罰則の対象にするもので、名古屋市の条例と同じである。

5 市条例に罰則を入れるべきか否か

- ・個人情報というのは皆さん神経質になっているところでもあり、漏らしたら罰則がある方が、情報を使う側も、きちんとした取り扱いをされると考えられるので、あった方がいいと思う。
- ・地方公務員法で保護されない部分があるということと、個人情報の最近におけるその重要性に鑑みれば、当然罰則が必要だろうと思う。

- ・もともと罰則規定がないというのが欠陥であったわけだから、設けないとおかしい。
- ・罰則でどこまで個人情報の保護を担保できるか、あてにならず、罰則には積極的に賛成ではない。ただ、国の法律も、こういう形で地公法の守秘義務違反で及ばない部分を補充する形で罰則を付し、地公法の守秘義務違反より少し重い罰則を置くという形になっており、さらに受託従事者に対しても罰則を置くことになった以上、流れとして仕方ないと思う。
- ・積極的、あるいは消極的であるとしても、委員全体としては、国の罰則に準じたような規定を本市条例に盛り込むのが適当だとの意見を確認した。

6 罰則に関する今後の審議方法

- ・罰則を入れるということになると、名古屋市のような34条の規定を置く必要性があるのか、ないのかは詰めておかないといけない。
- ・法53条の場合に電子化された個人情報データファイルに限定をしているが、電子化された個人情報データファイルに限定するべきなのか、それとも電子化されていない個人情報データファイルについても罰則規定を置くべきなのかは少し議論、検討をする必要がある。問題は、どういう形で罰則を入れるかということではないか。
- ・法律の条文を見ても構成要件が不明確なところがあり、罰則を設けるにしても、その対象となるデータの範囲を、電子化されたもの、されていないもの、あるいは、その守秘義務において一般職、特別職を含めてこの罰則の適用のある職員の範囲はどこまでなのか、もう少し細かく議論し、検討すべき問題である。
- ・法53条の場合は、電子化された個人情報ファイルだからはっきりしているが、法55条の場合は、これは保有個人情報より広いのかどうか、どういう情報が範囲になるのか、どういう行為がこの構成要件に該当するのかを、もう少し整理しておかないといけない。
- ・法55条は保有個人情報には限定されないのだろうが、保有個人情報に該当しない個人の秘密に属する文書・図面とか電磁的記録はどのようなものなのか。
- ・神戸市の場合に、電子化された個人情報ファイル、電子化されていない個人情報ファイルというのにどのようなものがあるのかなど、もう少し神戸市の情報処理の実態に合わせて考えていかないといけない。
- ・処罰の対象になるような行為を想定しておく必要がある。電子化された個人情報ファイルを正当な理由なしに提供したときは法53条を適用し、紙ベースあるいは電子化されていない個人情報ファイルを外部に提供した場合には法54条を適用するのか、そういうことを考えておく必要がある。
- ・我々の想像力をどこまで働かせることができるかにかかっている。今後の罰則についての議論の進め方で、何らかの罰則規定を盛り込むのが必要だろうということで我々の間で合意された。それを具体的な本市の実情に即したような形で罰則を盛り込むには、もう少し詰めていかないといけない点がたくさんある。
- ・次回も引き続きこの罰則について議論し、利用停止請求権をあわせて審議していきたい。